

### 歯周病専門医のあるべき像

- ・ 日本社会において歯周病専門医としての責任と誇りを持ち、医療人としての高い倫理性、人間性をもって、国民に安全、安心な歯科医療を提供する。
- ・ 歯周病学・歯周治療学の専門知識と臨床技術を有する歯科医師であるとともに、歯科医療関係者ならびに医療関係者と連携をとり、チーム医療を実施する。
- ・ 歯周病学・歯周治療の発展および向上を図り、歯周病と全身への配慮、高齢者に対する歯周病治療、口腔管理が実施でき、地域歯科医療に積極的に参加し、もって国民の口腔保健と全身の健康増進に貢献する。
- ・ 歯周病の予防教育を実践し、国民、行政関係者、報道関係者、医療従事者に対して、啓発活動を行う。
- ・ 常に最新の学術知識、医療技術を得て、生涯にわたり自己研修する。

### 歯周病指導医のあるべき像

- ・ 日本歯科専門医機構認定の歯周病専門医の要件が必須であり、認定医および歯周病専門医の積極的育成を行う。特に歯周病専門医申請に際して、責任ある指導を行う。
- ・ 地域医療、地域歯科医療、歯科医師会等において、指導的立場で歯周病学・歯周治療学の推進を行う。

(平成28年10月6日開催第2回理事会承認)

(令和7年5月22日開催第1回理事会承認)